

## 保証委託約款

私(以下「申込人」という。)は、株式会社千葉興業銀行(以下「銀行」という。)とのカードローン(当座貸越)契約(以下「原契約」という。)に基づく債務の連帯保証を保証会社に委託することにつき、次の各条項を確約します。

### 第1条（保証委託）

1. 本約款に基づく契約(以下「本契約」という。)は、保証会社が連帯保証の承諾の旨を銀行に通知し、かつ当座貸越契約が成立したときに成立するものとします。
2. 申込人が保証会社に連帯保証を委託する債務(以下「被保証債務」という。)の範囲は、原契約に基づき、申込人が銀行に対し負担する借入金の元本、利息、遅延損害金その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。
3. 本契約の有効期間は、原契約の有効期間と同一とし、原契約の有効期限が延長または更新されたときは、当然に本契約の有効期間も延長または更新されるものとします。

### 第2条（保証料）

申込人は前条第1項の連帯保証により借入するときは、保証会社所定の保証料を銀行、保証会社間で定める支払方法に従い支払います。

### 第3条（担保の提供）

1. 申込人の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに保証会社に通知し、保証会社の承諾した連帯保証人をたて、または相当の担保を差し入れます。
2. 保証会社に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法、時期または価格等により保証会社において処分できるものとします。

### 第4条（求償権の事前行使）

1. 保証会社は、申込人について次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使することができるものとします。
  - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき、または清算の手續きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
  - (3) 担保物件が滅失したとき。
  - (4) 被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
  - (5) 銀行または保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  - (6) 第9条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条

第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込人の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込人の所在が不明となったとき。

(8) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2. 申込人は、保証会社が第1項により求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。第2項については保証会社がSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の場合を除きます。

3. (1)第1項の規定により保証委託者が保証会社に対して償還をする場合において、金融機関等が全部の弁済を受けない間は、保証委託者は、保証会社に担保を供させ、または保証会社に対して自己に免責を得させることを請求することができるものとします。

(2)第1項に規定する場合において、保証委託者は、供託をし、担保を供し、または保証会社に免責を得させて、その償還の義務を免れることができるものとします。

(3)第3項については保証会社がSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の場合に限ります。

#### 第5条（解約、中止）

保証会社は、申込人と銀行との間の本契約に定める取引期間満了前においても、申込人が第4条第1項各号に定める事由に該当した場合その他保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとし、申込人は何ら異議を述べないものとします。

(1) 銀行に対し貸越極度額の減額を申入れること。

(2) 銀行に対し貸越の中止を申入れること。

(3) 本契約を解約すること。

#### 第6条（求償権の範囲）

申込人は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額および保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至る日まで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

#### 第7条（代位弁済）

1. 申込人は、申込人が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、または、銀行に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込人に対して何ら通知、催告することなく、銀行に対し、保証債務の全部または一部を履行することに同意します。

2. 申込人は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込人が銀行との間で締結した契約のほかに本契約の各条項を適用されても異議ありません。

#### 第8条（代弁の充当順序）

1. 申込人は、保証会社に対する弁済額が保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとし、ます。なお、申込人について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とし、ます。第1項については保証会社が SMBC コンシューマーファイナンス株式会社の場合を除きます。
2. 保証委託者が弁済として提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるのに足りない場合、保証委託者の利益を一方的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとし、ます。
3. 保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済として提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるのに足りないときは、保証委託者は、充当の順序について保証会社と合意することができるものとし、ます。ただし、保証会社との合意がなく、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとし、ます。第2項、第3項については保証会社が SMBC コンシューマーファイナンス株式会社の場合に限り、ます。

#### 第9条（反社会的勢力の排除）

1. 申込人（申込人が法人にあつてはその代表者を含む）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとし、ます。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 申込人は、自ら（申込人が法人にあつてはその代表者を含む）または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとし、ます。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 申込人が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、または第2項各号の何れかに該当する行為をし、もしくは第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込人は、申込人に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

#### **第10条（届出事項の変更）**

1. 申込人は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。
2. 申込人は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

#### **第11条（調査、報告）**

1. 申込人は、財産、経営、業況等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対して報告し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。
2. 保証会社または保証会社の委託する者が申込人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。
3. 申込人は、財産、経営、業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに保証会社へ報告し、その指示に従います。
4. 申込人は、保証会社の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きを行います。

#### **第12条（費用の負担）**

申込人は、保証会社が被保証債務保全のために要した費用および、第4条または第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

#### **第13条（借入約定）**

保証会社の保証により銀行と取引することについては、本契約のほか、申込人と銀行との間で締結したカードローン(当座貸越)規定の各条項に従うものとし、カードローン(当座貸越)規定の契約内容が変更されたときには、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

#### **第14条（契約の変更）**

1. この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に

は、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

#### **第 15 条（求償権の譲渡）**

申込人は、保証会社の都合により求償権を第三者に譲渡することについて異議ありません。

#### **第 16 条（管轄裁判所の合意）**

申込人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかんにかかわらず、申込人の住所地、銀行および保証会社の本社または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上